

事務連絡
令和7年5月16日

各国公私立大学総務課御担当者 様

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

令和7年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰について（依頼）

日頃より障害者の生涯学習支援に御協力いただき、感謝申し上げます。

文部科学省では、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動及びその活動を行う個人又は団体を表彰する標記表彰制度を平成29年度に創設し、今年度も実施することとしています。

については、下記のとおり関係資料を送付しますので、推薦するにふさわしい、他の模範と認められる候補を、学内で1件に候補を絞った上で、令和7年7月25日（金）までに、別紙様式の推薦書に記載し、推薦くださるようお願いいたします。表彰対象の候補がない場合は、御回答は不要です。

記

- 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項
- <参考資料>推薦について
- <別紙様式>推薦書（複数件推薦の場合はコピーして入力）

【参考】

- ・「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰について
https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/award_arch/
- ・学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/index.htm

－担当－

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室 川上、野内、新海
TEL：03-5253-4111（内線 3613）
FAX：03-6734-3719 E-mail：sst@mext.go.jp

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項

平成29年5月9日
文部科学大臣決定
平成30年10月16日一部改正
令和元年5月31日一部改正
令和5年5月24日一部改正
令和7年5月14日一部改正

1 趣旨

平成26年に批准した「障害者権利条約」では、「障害者の生涯学習の機会の確保」が明示的に盛り込まれた。一方で、特別支援学校等を卒業した障害者の学習機会が不足している現状があり、障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができる環境の整備が急務となっている。

そのため、本表彰は、障害者の生涯を通じた多様な学習を支援・実践する活動（以下、「障害者の生涯学習支援活動」という。）について、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功労・功績をたたえ文部科学大臣が表彰するとともに、その取組を全国に広く周知し、障害者の生涯学習の推進に資することを目的とする。

2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 「障害者の生涯学習支援活動功労者表彰」（以下、「功労者表彰」という。）

これまでの長期に渡る活動の功績を讃えるもの。

(2) 「障害者の生涯学習支援活動奨励活動表彰」（以下、「奨励活動表彰」という。）

活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。

3 表彰の対象

表彰の対象は、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、社会教育やスポーツ、文化芸術、情報保障、普及啓発等の分野において、活発かつ継続的に実施される、障害者の生涯学習支援活動及びその活動を行う個人又は団体（以下、「対象」という。）であり、その活動内容が他の活動と比較して顕著に優れ、他の模範と認められるものとする。

また、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な活動が行われていることを要する。ただし、学校における教育課程内の活動や参加者が児童・生徒のみに限定されている活動、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく障害児通所支援内での活動、財政的援助をしたに過ぎない活動、個人の公務員が職務として実践した活動は、対象としないものとする。

(1) 功労者表彰（個人、団体）

引き続き10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げた個人又は団体（社会教育施設や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業等）を対象とする。

(2) 奨励活動表彰（活動）

引き続き3年以上の「障害者の生涯学習支援活動」にかかる活動の実績があり、独創的な実践により顕著な成果を上げ、今後もその成果や発展が期待される活動を対象とする。

4 被表彰対象候補の選考

文部科学省は、上記3を満たす対象のうち、上記2の各表彰にふさわしいと判断するものについて、被表彰対象候補とすることができる。被表彰対象候補の選考にあたっては、都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）に推薦依頼を行うものとする。

(1) 都道府県等における推薦

① 方法

都道府県等は、上記3を満たす対象を文部科学大臣に推薦することができる。都道府県等は、教育部局に限らず、庁内のスポーツ、文化、福祉、労働部局等と密に連携しつつ、管下の市町村とも協力し、民間団体等が行う活動を含めて、幅広く域内の取組を把握した上で、推薦を行うものとする。

推薦にあたっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

② 推薦数

都道府県等は、域内の対象のうち、都道府県にあつては上記2の各表彰の対象を合わせて2件以内（ただし、特別区を含む東京都にあつては合わせて2件以内の推薦分をこれに加えることができる。）、指定都市にあつては上記の2の各表彰の対象を合わせて1件を推薦することができる。なお、上記2の各表彰のいずれを推薦するかは各都道府県等において判断するものとする。

(2) その他

文部科学省は、上記に基づく都道府県等からの推薦のほか、学識経験者及び関係機関の意見等を参考に、表彰するにふさわしいと判断する対象を、被表彰対象候補に加えることができる。

5 被表彰対象の審査及び決定

文部科学大臣は、上記4により推薦された対象について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象を決定する。

6 受賞歴について

当該表彰の同一の事由による受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

7 欠格事由

功労者表彰の被表彰対象候補となる者及び奨励活動表彰の被表彰対象候補となる活動をする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、被表彰対象となることができない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処された者（刑の消滅したものを除く。）
- (2) その他被表彰対象とすることが適当でないと認められる者

8 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

9 表彰の取消

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰対象に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰対象において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

10 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、関係局課の協力を得て、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において処理する。

11 補則

その他表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この決定は、平成29年5月9日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この決定は、平成30年10月16日から実施し、平成30年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から実施し、令和元年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年5月24日から実施し、令和5年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年5月14日から実施し、令和7年度の表彰から適用する。

<参考資料>推薦について

1 表彰に関するQ&A

特に、1～3番の内容について御留意ください。

<p>1. 障害者の生涯学習支援活動とは、どのようなものが当てはまりますか？</p>	<p>社会教育、スポーツ、文化芸術、情報保障など、幅広い分野における、障害者の生涯にわたる学びを支援・実践する活動を想定しています。</p> <p>ただし、以下の前提条件を満たす必要がありますので、推薦書の作成にあたっては、これらの条件を満たしていることを明示的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・学校の教育課程外における活動であること・活動の対象者に、<u>学校卒業後の障害者が含まれること</u>（＝特別支援学校等の初等中等教育段階にある児童・生徒のみに対象を限定した活動は、本表彰における「障害者の生涯学習支援活動」には当てはまらない。）・活動の目的が、単なる娯楽に留まらず、参加する障害者の社会参加や能力開発、自己実現等を目指すなど<u>学びを意図するもの</u>であること <p>また、本表彰の趣旨に鑑み、上記の前提条件の他、以下の要素を含むものであることが望ましいところですので、推薦する団体の検討に当たっては御留意いただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>障害のある市民に開かれた学びの実践</u>であること・障害者の生涯にわたる活動機会の提供、あるいは障害者の<u>学校卒業後の活動機会の提供</u>に関わる実践であること <p>(※) 情報保障関係の団体の推薦を検討されている場合は、以下の2. を御参照ください。</p> <p>(※) 障害福祉サービス事業者が行う活動の推薦を検討されている場合は、以下の3. を御参照ください。</p>
<p>2. 手話サークル活動など、情報保障に関する活動も、「障害者の生涯学習支援活動」に当てはまりますか。</p>	<p>その活動が、学校卒業後の障害者の生涯学習の支援に貢献するものであれば、表彰対象に当てはまります。なお、<u>健常者と障害当事者が共に取り組む活動</u>であることが望ましいところです。</p>

<p>3. 障害福祉サービス事業者が行う活動は対象になりますか？</p>	<p>令和6年度までの表彰においては、「障害福祉サービス事業者が行う障害福祉サービス内での活動」は対象外としてきましたが、福祉サービス事業所等における生涯学習活動が増加している状況を踏まえ、令和7年度の表彰より対象といたします。</p> <p>ただし、以下の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その活動が、当該事業所の<u>利用者のみに閉じておらず、障害のある市民に広く開かれていること</u> ・その活動が、娯楽や訓練の域に留まらず、参加する障害者の社会参加や能力開発、自己実現等を目指す<u>学びを意図する活動</u>であること <p>さらに、その活動の実施にあたって、福祉サービス事業所外の関係者（外部講師（特別支援学校の教員OB等）の関りがあることが望ましいところです。</p> <p>推薦書の作成にあたっては、上記の内容を具体的に記載してください。</p>
<p>4. 表彰の対象について、教えてください。</p>	<p>要項の3に記載されている事項を満たすことが条件です。</p> <p>（1）功労者表彰：長年にわたる活動の功績を表彰するもの 引き続いて10年以上活動し、顕著な成果を上げた「<u>個人又は団体</u>」が対象</p> <p>（2）奨励活動表彰：独創的な実践により顕著な成果を上げている活動 3年以上の継続性を持って、今後も発展が期待される「<u>活動</u>」が対象 なお、活動年数は令和7年5月1日現在で算出してください。</p>
<p>5. 公民館等の社会教育施設や教育委員会の事業を推薦することはできますか？</p>	<p>功労者表彰では、公民館等の社会教育施設を被表彰対象候補として推薦することが可能です（教育委員会外の生涯学習センター等についても対象となります）。また、奨励活動表彰では、教育委員会や社会教育施設の取組についても、それが独創的な実践により顕著な成果を上げ、3年以上の継続性を持って実施されているとともに、今後の発展が期待できる場合、表彰の対象になります。</p> <p>なお、被推薦候補について、判断に迷う場合は、事前にご相談ください。</p>
<p>6. 奨励活動表彰の対象となる活動の主体について教えてください。</p>	<p>主に、社会教育施設や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業等が、独創性と継続性を持ち、顕著な成果を上げている活動を対象とします。ひとつの団体が単独で行う活動も対象としますが、複数の関係者・関係団体の連携・協働による実践的な活動が望ましいです。</p>

7. 特別支援学校や大学で行われる活動も対象となりますか？	その活動が、学校の教育課程内で実施される活動を支援する場合や、支援する側の活動が学校教育課程内の活動である場合は、対象となりません。また、学校教育課程外で行われる特別支援学校や大学、大学のサークル等の活動が、他と比較して顕著に優れているとして表彰対象となるには、学校卒業後の障害者が多く参加していることや、参加者（障害当事者）の学習機会の創出や交流の場、学び合いの実践の場となっているような取組や講座の実施、スポーツや文化芸術に関するイベント等を主催者として開催している等、他の主体が主催する活動への単純な参加にとどまらない主体的な活動を行っている必要があります。
8. 大学教員や研究室の研究実績は表彰の対象となりますか？	本表彰は、大学教員の研究成果そのものを表彰するものではありません。大学教員が表彰対象となるには、当該研究成果が社会で活用され、それが障害者の生涯学習支援に寄与し、障害者の生涯学習の場で顕著な成果を上げている必要があります。推薦にあたっては、これらの成果等を推薦書に明記していただくようお願いします。例年、機器の開発や論文等による研究の成果のみを推薦書に記載する事例が見られますので、推薦書を作成していただく際には、ご注意ください。例）視覚障害者等が、理解しやすい資料作成に係るシステムを研究開発し、支援者による容易な資料作成に寄与している。そればかりでなく、地域の障害当事者からの要望に応じて、教員・学生が支援者となってシステムで作成した資料を用いた学習会を開き、障害者の学習や生活を支援している。
9. 都道府県及び指定都市の障害者スポーツ協会は対象となりますか？	都道府県及び指定都市の障害者スポーツ協会は、都道府県・指定都市が行う推薦に協力する立場にあります。当該スポーツ協会を推薦する場合は、域内の他団体や他県の同様の協会と比べて、特徴的で顕著に優れた成果があることを推薦書に明記してください。
10. 国の支援（補助事業や委託事業等）を受けた活動は対象になりますか？	国の支援を受けているか否については問いません。
11. 過去に行っていた活動でもよいですか？	令和7年5月1日時点で実施されている活動を対象とします。
12. 障害者スポーツ及び文化芸術等の普及活動は対象となりますか？	イベントや講演会などの障害理解に関する啓発活動や普及活動の場合、その活動が障害者の生涯学習をどう支えているのか、また、どのような成果があるのか、具体的な事例や経緯などを明記していただく必要があります。
13. 個人が市民活動団体で成果を上げている場合は、団体として推薦すべきですか？	団体内で個人が顕著な成果を上げている場合であっても、推薦の対象は団体となります。その個人が複数の団体を立ち上げ、障害者の生涯学習を支える組織づくりに尽力している場合は、個人表彰の対象になる得る可能性もあります。活動の実態を踏まえて判断してください。

<p>14. 選考の際、選考委員会等の設置は必要ですか？</p>	<p>選考委員会等の設置を求めるものではありませんが、域内の取組に詳しい者からの助言をもらうなど、幅広い観点から選考することが推奨されます。各地域の事情に応じた手法により選考を行い、推薦してください。</p>
<p>15. 推薦書は、被推薦者に記入を依頼してもよいですか？</p>	<p>推薦を行う都道府県等の担当部署で作成してください。推薦書を作成するにあたり、被推薦団体とのやりとりは必須になりますので、詳細に活動内容の聞き取りを行い、内容を精査したうえで推薦書に反映いただくようお願いします。</p>

2 提出前のチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>表彰の対象は合っていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰の対象が「功労者表彰」と「奨励活動表彰」となっています。この区分に応じて、推薦様式も異なりますので、それぞれの様式にて推薦書を作成いただき、御提出をお願いします。
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>推薦の件数は合っていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰の種類や個人・団体を問わず、<u>都道府県（特別区を含む東京都は4件まで）からは2件まで、指定都市からは1件まで</u>となっております。必要に応じて事前選考を行い、御推薦をお願いします。 ・複数件を推薦する場合は、<別紙様式>推薦書のデータをコピーして、一件につき一点の推薦書を作成してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>推薦書に必要な事項を入力しましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦書を基に審査を実施します。推薦書には、「5 推薦にあたってのポイント」を参考に、被推薦対象についての顕著な成果等を明確に記載してください。推薦書の記載内容が不十分な場合、修正や追加資料の作成・提出をお願いすることがあります。
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>補足資料はありますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足資料は、<u>10枚（20頁）以内</u>でお願いします。例年、活動内容等は別紙参照として、大量の補足資料を添付する推薦書が見受けられますが、<u>必ず推薦様式に必要な事項を明記したうえで、適切な補足資料を添付してください。</u>また、既存の資料をコピーするだけでなく、具体的な活動の様子が分かるような写真や新聞記事、団体等の設立経緯などが分かる資料の提出をお願いします。 ・補足資料は審査委員に配付しますので、<u>原則、電子データ</u>（電子データがない場合は、紙媒体でも可）で提出願います。
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>欠格事由に該当していませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要項を改正して欠格事由が追加されています。御確認の上、推薦書の御提出をお願いします。
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>提出の期限は確認済みですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限は、令和7年7月25日（金）です。

3 提出先と提出方法

原則、電子データで提出していただきますが、補足資料等が紙媒体の場合は郵送で提出願います。

電子データの提出先	sst@mext.go.jp
紙媒体の提出先	<p>〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 障害者学習支援推進室 宛て</p> <p>※封筒に「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰関係書類在中と朱書きしてください。</p>

※ 表彰候補がなく推薦をしない場合は、お手数をお掛けしますがその旨回答願います。

4 スケジュールについて

推薦書提出後の予定です。被表彰対象が内定すると、事例集の原稿を作成していただきます。事例集は、被表彰対象となる個人・団体のプロフィールや取組・活動内容、活動の様子をまとめたもので、過去の事例集は文部科学省のホームページから御覧いただけます。

8月	審査委員による書面審査
9月	被表彰対象の内定
10月	被表彰対象内定通知の発出、事例集の原稿依頼
11月	被表彰対象決定通知の発出、事例集の原稿提出
12月9日 表彰式	表彰式は、対面・オンラインのハイブリッド形式での開催を予定しています。 詳細は、内定通知と合わせて御連絡いたします。

5 推薦にあたってのポイント

表彰にあたっては、活動年数や過去の実績だけでなく以下の観点から評価・審査をしています。

(1) 功労者表彰 (対象：個人又は団体)

以下のア、イの両方を満たすもの

- ア その活動が、長年にわたり、活発かつ継続的に実施されていること。
- イ その活動が、障害者の生涯学習支援活動の普及及び発展に大きく寄与し、顕著な成果をあげていること。

(2) 奨励活動表彰 (対象：活動)

- ア 独自性、新規性に優れていること。
- イ 発展性があり、規模の拡大や他地域への波及の実績があること。
- ウ 持続可能な実施体制によるものであり、活動が定期的・計画的・組織的に行われていること。
- エ 活動の企画運営に、障害者やその保護者、行政や民間団体等の多くの関係者が参加して行われていること。
- オ 様々な創意工夫により高い効果(参加者数の増加、参加者の満足度、学習面での効果など)をあげていること。
- カ そのほか、推薦者が認める顕著な成果や普及促進したい点が他の模範的であり、評価に値すること。

－担当－
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室 川上、野内、新海
TEL：03-5253-4111（内線3613）
E-mail：sst@mext.go.jp